

学校職員の懲戒処分について（令和4年3月教育委員会定例会）（議案第38号関係）

No.	1
処分年月日	令和4年3月15日
処分の種類	戒告
処分の理由	安全運転義務違反（重傷事故）
	（事件・事故の概要） 被処分者は、令和2年11月3日（火）午後4時45分頃、普通乗用自動車を運転中、盛岡市厨川一丁目15番1号付近の国道4号の交差点で停車後に発車した際、前方で左折のために停車した車両とその後方で停車した車両に気付くのが遅れ、急ブレーキをかけたが間に合わず、前車に衝突し、さらに前方で停車していた車両を巻き込む多重事故を起こした。その結果、前車運転手と同乗者にそれぞれ全治約2か月を要する傷害を負わせた。
事件発生年月日	令和2年11月3日
被処分者の年齢	20歳代
被処分者の性別	女性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	教諭
備考	県北教育事務所管内 (久慈市、洋野町、普代村、野田村、二戸市、軽米町、九戸村、一戸町)

【教職員課 小中学校人事担当（内6128）】